平成２８年（フ）第２９６号
仙台市太白区太白２丁目10番４－203号
債務者　田口　誠子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２９７号
仙台市青葉区桜ケ丘５丁目４番10号　コーポみさご102、従前の住所仙台市青葉区桜ケ丘１丁目11番５号
債務者　星　　徹
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
茨城県小美玉市野田1339番地１　ハートワン小川
債務者　安井　恒雄
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１２３号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡4434番地３
債務者　鈴木真紀子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１４５号
茨城県水戸市見和３丁目1388番地の４　大昭ハイツ17号
債務者　冨岡　正勝
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１４６号
茨城県水戸市見和３丁目1388番地の４　大昭ハイツ17号
債務者　冨岡　典子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１４７号
茨城県水戸市見和３丁目1388番地の４　大昭ハイツ17号
債務者　冨岡　勝一
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１６３号
茨城県水戸市元吉田町246番地の２
債務者　石井ウラ子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１７２号
茨城県水戸市中央２丁目７番24―603号　パンドラマンション、前住所東京都日野市南平６丁目19番地の６　コーポ豊202
債務者　高野　由香
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２０９号
兵庫県芦屋市浜町２番10―201号、前住所兵庫県芦屋市伊勢町７番13号　ル・ボワⅡ102
債務者　ＫＩＮＫＹ　ＭＵＳＩＣこと　山村　隆男
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２８３号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目44番地の７　エスポワール園田101号、前住所兵庫県尼崎市若王寺１丁目５番９号　ステルラ101号
債務者　杉野　浩二
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２０１号
兵庫県加古川市別府町新野辺2752番地　エステート加古川206号、従前の住所兵庫県明石市大久保町江井島970番地の11
債務者　川原陵太郎
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１２号
鳥取県倉吉市住吉町34番地４
債務者　加藤　倭凡
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第３６４号
広島市中区舟入本町13番11―201号
債務者　畑山　友弥
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３７２号
広島市東区光が丘２番11―301号　西本ビル
債務者　上田　晶恵
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３９９号
広島市南区段原３丁目９番25―704号
債務者　久保　祐太
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８３０号
福岡市中央区六本松２丁目10番17―205号
債務者　竹島　克哉
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部